

特定非営利活動法人 JAPAN DOG RIGHTS 会員規約

第 1 条 (本規約)

特定非営利活動法人 JAPAN DOG RIGHTS(以下「JDR」という。)は、会員が活動するにあたり、以下の通り会員規約(以下「本規約」という)を定めるものとする。

第 2 条 (本規約の変更)

JDR は、必要と判断した際に会員の承認なしに本規約の変更ができる。なお、この場合に活動・利用条件は変更後の本規約に基づくものとする。本規約の変更は、電磁的方法及び JDR が別途定める方法で随時会員に公表し、変更後の本規約は、JDR が公表した時点から効力を生じる。

第 3 条 (会員登録)

入会希望者は JDR の会員規約に同意して、JDR 所定の書式に必要事項を記載した書面又電磁的方法により提出しなければならない。

会員は、JDR が活動を提供するために必要な範囲において登録情報を取得し利用することに同意するものとする。

第 4 条 (会員登録の拒否)

JDR は、会員登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、申請者の会員登録を拒否することができる。

なお、JDR は、会員登録を拒否した場合、その理由を開示しない。

- (1) 本規約に違反するおそれ、または違反があると JDR が判断した場合。
- (2) JDR に登録された登録情報の全部、または一部に虚偽や重大な誤記、記載もれなどがある場合。
- (3) 過去に会員規約の違反などで退会処分を受けたことがある場合。
- (4) その他、理由の如何を問わず、会員が何らかの不利益を被った場合。

第 5 条 (登録情報の変更)

会員は、自己の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項の連絡をするものとする。JDR は、内容変更の届出があった場合には、当該届出に従って登録内容を変更する。なお、届出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、JDR は一切その責任を負わない。

第 6 条 (退会)

JDR 所定の書式に必要事項を記載した書面又電磁的方法により提出するものとする。

登録会員が JDR に対して支払った入会金・会費・寄付金等は返還しないものとする。

第 7 条 (会費)

会員は、JDR が定める会費を 1 年単位で前納しなければならない。

3 ヶ月以上会費を延滞し督促を受けてもそれに応じず会費が支払われないときは、当該会員としての地位を喪失する。

第 8 条 (会員カードの管理)

会員カードの管理は自己責任において行うものとする。会員は、第三者への利用許諾、貸与、譲渡、名義変更、売買などの行為をしてはならない。この規定に違反して生じた損害の責任は、会員が負うものとし JDR は一切の責任を負わない。

第 9 条 (個人情報管理)

個人情報については、JDR のプライバシーポリシーに従い適正な管理をし、JDR の運営に必要な通知、アンケート等、その他の方法による情報提供(広告を含む)に利用することができる。

第 10 条 (著作権)

会員が、サイト上で入力、アップロードした文章や画像等の著作権は、それらを作成した会員に帰属する。ただし、それらの情報が、第三者の著作権や知的財産権等の権利侵害しないことを保証しなければならない。また、会員が発信する文章や画像に係る著作権、肖像権などの諸権利は、会員が管理するものとし、JDR では関知しない。

JDR が、当サイトの宣伝、利用促進の目的で、会員の事前承諾を得ることなく、他の媒体に掲載するケースがあることがある。但し、JDR はコンテンツの公開範囲設定などで表現される会員の意は尊重することとする。

第 11 条 (免責)

JDR の活動・利用に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、万一活動・利用中に犬が不測の事故に遭われた場合、また犬同士・犬に起因する会員同士のトラブルに関しても、JDR に故意または重大な過失がある場合を除き、JDR は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、JDR にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

第 12 条 (禁止事項)

JDR の活動・利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為を禁止する。

- (1) JDR もしくは他者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為。
- (2) JDR、他の会員または財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3) JDR、活動のコンテンツ提供者、その他第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4) 個人情報を他の会員や第三者に漏えいする行為。
- (5) 他人になりすまして本サービスを利用する行為。
- (6) 政治活動、宗教活動、またはそれらにつながる行為、公序良俗に反する行為。
- (7) 許可なく JDR の名称を使用する行為又は JDR の名誉と信用を失墜させる行為。
- (8) JDR、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。
- (9) 会員資格の第三者への利用許諾、貸与、譲渡、売買、その他担保に供する行為。
- (10) 国内外の諸法令に違反し、犯罪に結びつく行為。
- (11) 入会申込書に虚偽の事項を記載すること。
- (12) この会員規約に違反する行為。
- (13) その他、JDR が会員として不適当と判断した場合。

第 13 条 (処分等)

会員が前条各号に該当する行為を行った場合及び以下の事由に該当する場合には、事前に通知することなく、当該行為の全部または一部を停止させ、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができる。会員が JDR の指示に従わない場合には、JDR は除名処分をすることができる。

第 14 条 (準拠法・管轄裁判所)

本規約に関して紛争が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条 (準拠法)

この規約に定めのない事項は、全て特定非営利活動促進法及びその他の法令に従う。